官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項の一部を改正する件（こども家庭庁一三）　一
○児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件（同一四）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務六七）　三
〔その他告示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（総務二九八）
○保安林の指定をする件（農林水産一一二七～一一三一）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一一三二）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇二六、一〇二七）
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同一〇二八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇二九、一〇三〇）
○道路に関する件（東北地方整備局九四）
○道路に関する件（関東地方整備局一九九）
○道路に関する件（中部地方整備局六一）
〔国会事項〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　法務省　出入国在留管理庁
〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法務
公証人任免（法務省）
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

こども家庭庁告示第十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の三十六第一項の規定に基づき、児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項（令和六年こども家庭庁告示第六号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和八年八月五日　こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法第十八条の三十六第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項 児童福祉法第十八条の三十六第一項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保育士登録簿（児童福祉法第十八条の三十六第一項の規定を改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法（第十号において「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録簿。以下同じ。）又は地域限定保育士登録簿に記載されている氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。） 二　児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の三十六第一項の規定を改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下「保育士登録」という。）又は児童福祉法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）の取消しの事由 ［三・四　略］	児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項 児童福祉法第十八条の二十の四第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保育士登録簿（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士登録簿。以下同じ。）に記載されている氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。） 二　保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の登録の取消しの事由 ［三・四　同上］